

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に基づく措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和8年1月15日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男  
那珂川市監査委員 田中 夏代子

記

1 令和6年度定期監査  
監査結果及び措置状況

令和7年3月31日付け 6那監第44号

(1)工事請負及び業務委託の契約締結について（教育部）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>地方自治法第180条の6において、普通地方公共団体の予算を調製し、及びこれを執行することは地方公共団体の統括代表者である長の権限であるが、同法第180条の2において、地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、委員会又は委員等に委任し又は補助執行することができるとしている。</p> <p>それに基づく、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則第2条(教育委員会に対する委任事務)第8号において、別表に定める支出負担行為の金額の範囲内において契約を締結することが規定されている。</p> <p>今回資料提出された教育部の契約書において、委任事項に該当する10件の契約書全てが市長名で締結されていた。</p> <p>権限の委任を受けた受任者は自己の名と責任においてその権限を行使するものであり、委任者である那珂川市長名で契約を締結したことは不適切であり、那珂川市教育委員会教育長名で契約の締結をすべきである。</p>	<p>令和7年3月28日付で市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則第2条第8号を「委員会の所掌に係る契約の事務に関すること。」に改正し、委任事項は契約の事務であり、契約行為そのものではないことを明記し、契約締結の権限が市長に属することとした。</p>

(2)花いっぱい運動補助金の返還金の処理について（学校教育課分）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>市内の全小・中学校での花いっぱい運動の実施に伴い、各学校に補助金として60,000円を交付決定に基づき支出している。</p> <p>市補助金等交付要綱第9条の実績報告で、片縄小学校は決算額59,768円、執行残232円、安徳南小学校は決算額59,997円、執行残3円の決算書が示された。</p> <p>学校教育課は第10条の規定に基づいて、返還理由を執行残として補助金等返還通知書を市長名で発し、その返還金を歳入（雑入）で受け入れた。</p> <p>この補助金の交付決定額60,000円の支出が概算払いなのか、前金払いなのか、つまり債務金額が確定しているか、否かによって返還金の受け入れが異なるが、市補助金等交付要綱に基づく一連の補助金交付申請手続きからして、本件は精算を伴う概算払いであり、執行残は歳入ではなく、地方自治法施行令第159条の規定により支出した経費に戻入すべきと考える。</p>	<p>花いっぱい運動補助金の返還金の処理について、定期監査の指摘事項及び「事務決裁規程の改正に伴う補助金の支出について（総務部行政経営課長令和7年4月1日通知）」を受け、令和7年度分から、当該補助金の対象事業費確定後、会計事務規則に基づく精算処理を行うこととする。</p>